

知財立国に向けての知的財産戦略に関する提言

平成29年5月9日
自由民主党政務調査会

知的財産戦略調査会としては、知財立国の実現を目指し、知的財産の法制度の立案と実行に取り組んでいる。昨年の提言に基づき、地方創生のための知財活用、デジタル・ネットワーク化への知財システムの対応、知財教育など各方面で成果が出ているが、道半ばである。政府の取り組み状況や有識者等の意見を聴取した上で、産業活性化小委員会、コンテンツ小委員会において議論を行い、今後の知財戦略として取り組むべき施策を明示するため、この提言を取りまとめるものである。

急速な技術進歩、内外の環境変化に対応して、産業活性化と持続的発展を確保するため、我が国として知的財産戦略の実行が急務となっている。

IoT、ビッグデータ、人工知能などの分野での目まぐるしい技術進展は、財・サービスの提供者と消費者の新たな関係や新業態の出現、オープン・イノベーションの流れを引き起こし、第4次産業革命（Society5.0）に向けた動きは加速化している。国境を越えた知識・情報伝達が加速化する中、全ての企業・産業にはグローバルな視点での知財戦略が求められ、政府にも最適な事業環境の整備が求められている。

グローバルな状況に目を転ずると、米国においてはシリコンバレーを中心として、急成長ベンチャー企業が継続的に誕生している。中国は、特許出願数・訴訟数で日本を追い越し、知財大国となっているが、研究開発面で急速に追い上げ、急成長企業を次々と生み出しており、知財強国へと変貌しつつある。欧州においても、ドイツを中心としてIoTなど新分野での標準化が進展し、第4次産業革命への対応を進めている。世界中ではコンテンツのアクセスが改善する一方、海賊版による知財侵害増加などの負の側面も顕在化している。

我が国の状況を振り返ると、アベノミクスにより経済停滞を脱出し、持続的成長軌道に乗せていく段階にある。我が国の技術・特許・コンテンツ分野における地位は相対的に低下しており、大学発ベンチャー増加の兆しはみられるが米中と比してまだ少数である。我が国は高等教育水準の勤勉な国民、相対的に高い技術力、世界有数の多様化した産業ベースなどを有しており、知的財産は、日本が世界で輝く経済成長力を持った強い文化国家として発展をし続けるための不可欠な基盤となるものであり、地方を含む経済活性化の起爆剤となると期待されている。

本提言を取りまとめるにあたって、次のような視点を強調したい。

まず、知的財産の多様化への対応である。知的財産は、特許権、著作権、営業秘密など既存の知的財産権に加え、標準、データ、ノウハウなどが重要になっている。特許だけでなく、営業秘密や標準も活用した技術マネジメント、著作権、商標や意匠を通じたブランドマネジメント、さらにはデータも絡めた総合的な知的財産戦略が必要となっている。特に標準活用を含むオープン戦略により市場拡大を一方では図りつつ、営業秘密を含むクローズ戦略により自社への付加価値を取り込む企業レベルでのオープン&クローズ戦略、標準戦略から一歩進んだルール形成戦略も重要になっている。

第二に、知財システムの技術進歩への対応が求められている。デジタル時代への移行で著作物やデータの新たな利活用方法の道が開ける中、権利者の権利に十分配慮しつつ、新たなイノベーションを円滑化する観点から、著作権法に柔軟な権利制限規定を組み込むことは急務となっている。さらに今後価値あるデータや人工知能の利用を通じて、イノベーションを加速させるエコシステムを支える知財システムの整備が必要となっている。Society5.0への移行を社会全体として円滑に進めるため、産業技術総合研究所など国立研究機関の機能を強化し、社会システムなどの産業横断的分野を中心とした研究・標準化・人材育成について産学官で有機的に連携して進めなければならない。紛争処理システムについても、第4次産業革命時代における技術の複雑化等に対応して、海外の動向も踏まえて、検討を進めることが求められる。

第三に、知財の活用を地方創生につなげていく必要性である。地方には、新技術や伝統技術、商標やブランド、農業関係を含むデータやノウハウ、植物品種や地理的表示などのシーズがあるが、これらは磨き方や育て方次第で知的財産として新市場開拓、観光客増加につながる地方創生の鍵を握っている。これらの利活用途上の知的財産の活用を進めるためには、大企業や製造業のみならず地方の中小企業や農業・バイオ産業分野、大学や高等専門学校を始めとした産学官における知財の意識と戦略的に活用する意識の浸透が不可欠である。地方に点在している技術・コンテンツ・人材の潜在力をフルに発揮できるよう、目利きをし、具体的な需要と事業化へとつなぐ人材との連携体制を作り、地方創生を実現しなければならない。

第四に、産学官・産産連携のさらなる活性化である。第4次産業革命の波を活用するには、オープン・イノベーションがますます重要となる。中小・ベン

チャー企業は、大企業とリスク許容力や意思決定スピードが異なるため新規市場開拓をする力で優れる面もあり、米国のように大企業・ベンチャー対等の産産連携を進める意識変革が求められている。大学には我が国のイノベーション・サイクルの中での重要な位置付けも踏まえ、骨太の産学連携が進むよう、ビジネスでの視点での大学改革を早急に進め、産業界も積極的に産学連携を進めることが求められる。

第五に、知財人材育成の必要性である。第4次産業革命（Society5.0）時代には、国民一人ひとりが知財のクリエイター・活用者になりうる。このため、小・中学校から高校・大学まで「創造力」の涵養と知財の重要性の認識を養う教育の推進がますます重要となっている。また、足元では大企業・中小企業の経営層、研究機関や大学、地方公共団体など、経済全体として知財活用を進める知財教育も重要となっており、知財・企業法務のリカレント教育を産学官の連携の一環として進めることが重要となっている。

グローバル化が進む中、我が国が世界的なイノベーションの中心となるためには、世界から外国人高度人材を吸収し、活用していくとともに、海外で活躍できる人材を育成し、送り出し、人材及び情報のネットワークのハブとなっていくことが必要となっている。

第六に、コンテンツの更なる創造及び利活用の基盤強化である。2020年の東京オリンピック・パラリンピックを絶好の機会として、コンテンツ産業の海外展開を強力に押し進めるとともに、模倣品・海賊版対策の推進や多国間の国際ルール作りを通じて我が国の産業が不当な競争にさらされないよう側面支援していかなければならない。我が国の豊かな文化資源が持続的に創造され、国内外での効果的利活用がされるための基盤として、デジタルアーカイブの整備とともに、コンテンツ分野の人材育成を推進する必要がある。

最後に、第4次産業革命（Society5.0）時代の経済において我が国を支えるのは、知的財産である。我が国は、知財立国として、今後IT・コンテンツを中心としてイノベーションを起こし、そのフロンティアをサービス・農業さらには異業種間の連携へと、地方経済を取り込む形で拡大させ、イノベーションが全国隅々で間断なく生まれるようなエコシステムを再構築しなければならない。

イノベーションを進めていくためには、チャレンジとリスク・テイクを奨励し、失敗しても再チャレンジを許容する社会システムを創り上げ、イノベーションのサイクルを加速していくことが課題となっている。

政府においては、本提言を受け止め、知的財産推進計画はもとより、日本再興戦略や経済財政運営の基本方針、科学技術・イノベーション総合戦略に反映し、将来の経済成長を担う知的財産戦略分野の予算・人員を充実させることを期待する。

1. 第4次産業革命・Society5.0を見据えた知財・標準・データ戦略の 一体的推進

(データ及び人工知能の利活用促進)

- ・ データ量が第四次産業革命における競争力の鍵を握るため、匿名加工等十分な個人情報への配慮を前提にしつつ、事前の個々の了解なく利活用する仕組みが望ましいとの考えの下、官民データ活用推進基本法に基づき、ビッグデータの効果的な蓄積とその利活用を推進する。
- ・ 安心してデータ取引や利活用ができ、データの収集・分析などの投資に見合った適正な対価を得ることができるよう環境を整備すべく、多様かつ柔軟な形態が可能で国際的にも通じる契約による保護を基本としつつ、データの不正取得の禁止等の不正競争防止法の改正を視野に入れた検討や契約ガイドラインの形成を進める。また、人工知能の作成・利活用を促進するため、人工知能用のデータ作成を促進するための制度環境整備などを推進する。
- ・ 第4次産業革命を推進するため、IoT、ビッグデータ、人工知能の利活用を促進するような知財制度に関する不断の見直しを継続する。

(第四次産業革命を視野に入れた知財紛争処理システム)

- ・ 知財紛争処理システムについては、知財訴訟における証拠収集手続の改善や、標準必須特許の利用を円滑化し、パテント・トロールによる権利濫用を防止するための裁判外紛争解決手続制度の導入など次期通常国会での制度改正を目指して検討を進める。
- ・ 侵害の防止や知財の活用の効果的かつ強固な基盤とするため、損害賠償額の適正化及び知財価値の適正な評価の在り方について、産業界、法曹界、学界等関係者の多様な意見を踏まえつつ、多面的な検討を行うための体制を整備し、精力的に検討を進める。

(戦略的な知財・標準化戦略)

- ・ 事業・経営の一部として知財・標準化を戦略的に活用することができる人材の量的・質的拡充を図り、知財・標準・データの複合的なオープン・クローズ戦略を通じた真の知財経営の浸透を進める。特に標準化につい

ては、民間企業や団体による国際標準化の仲間作りやルール形成への支援を一層拡充し、日本企業が標準化の国際的インナーサークルに入り込む活動を後押しする。

- ・また、社会システムなどの産業横断的分野や先端分野などを中心とした研究開発・標準化・人材育成を後押しするため、産業技術総合研究所など国立研究開発法人の機能を強化するとともに、官民で戦略的に標準化を進める有機的な連携体制を構築するよう検討を進める。

(新たな著作権システムの構築)

- ・デジタル・ネットワーク化の進展などの環境変化に対応した著作物の利活用を促進する観点から、権利の適切な保護とのバランスを考慮しつつ、柔軟な権利制限規定を導入する。柔軟な権利制限規定としては、例えば、報道、研究、教育、福祉、イノベーションの創出など、目的を限定的に列挙すること等により明確性を確保するとともに、著作権者の利益を不当に害さないよう対応する。
- ・柔軟な権利制限規定について予見可能性を高めるため、国や関係機関が連携しつつ、ガイドラインの策定など法の適切な運用のための方策を講じる。
- ・契約による利活用促進に向け、集中管理制度の拡充を図る。このため、集中管理団体のない分野における組織化を支援する。
- ・権利者不明著作物の利活用促進に向け、文化庁裁定制度の改革に取り組む。また、拡大集中許諾制度について、柔軟な権利制限規定を妨げることなく、団体への権力集中等の懸念点に留意し、導入に向けて必要な措置を講ずる。その際、権利者不明著作物については使用料後払いも含めて措置を検討する。
- ・拡大集中許諾を含め集中管理団体との契約による利活用が広がるにつれて、使用料に関する紛争が増えてくると考えられるため、文化庁の使用料裁定に関する委員会の格上げ、裁定を行う委員の属性を明確にするなど、紛争処理制度の拡充に取り組む。
- ・著作物の利用が個々の消費者まで広がっていることに鑑み、「消費者利益への配慮」という視点を明確にする。

(デジタル・ネットワーク時代の知財侵害対策)

- ・権利保護と表現の自由のバランスに留意したリーチサイトに対する対応や悪質な知財侵害サイトに対するオンライン広告への具体的対応を進めるとともに、インターネット上の知財侵害対策の実効性を高めるため、情報流通に関わるプラットフォーマーとの連携を深める。

2. 産学連携・産産連携と大学・ベンチャーの知財戦略

(骨太な産学連携の推進)

- ・大学等と企業の産学連携の先進的な事例に学び、骨太な産学連携の実現に向けて、大学全体におけるマネジメント改革を進めた上で、大学における知的財産マネジメント体制を強化し、産学共同研究成果の柔軟な取扱いを含めたビジネスの活用視点での共同研究契約を促進するとともに、TLOや地域金融機関の活用を含め、それぞれの大学の実情に応じた体制で知的財産権取得やビジネスへの技術移転を促進し、経営レベルでの産と学の対話を通じて産学の連携を強化する。

(産学官の力を結集した本格的な産学連携開発拠点の創出)

- ・大学と企業による競争領域における本格的な産学連携開発拠点を創出するため、事業プロデュースを行うリーダーや知財・法務等を担当するプロフェッショナル人材からなる高度マネジメント体制の整備を図り、大学における先進的な産学官共創システムを創出する。

(産学連携の橋渡し・事業化支援強化)

- ・大学における優れた知的財産を事業化につなげるため、国立研究開発法人や公的研究機関等を活用した産学連携の橋渡し・事業化支援機能を整備し、橋渡し・事業化支援人材の育成・連携を強化する。

(産産連携の推進)

- ・国全体として効率的なイノベーション・システムを作るべく大企業と中小・ベンチャー企業がそれぞれの強みを生かした対等な産産連携を推進する。

3. 地方創生のための知財活用の促進

(中小企業の知財ポテンシャル発揮)

- ・中小企業の知財・標準化活動の直接支援を行っている、よろず支援拠点、I N P I T、知財総合支援窓口、標準化活用パートナー機関の相互連携強化を図るとともに、都道府県等地方公共団体、地域金融機関や商工会・商工会議所等をはじめとした身近な中小企業支援機関との連携を図る。
- ・地域中小企業と大企業・大学・高等専門学校・公的研究機関との知財連携を強化する。

- ・中小企業等の財務基盤が脆弱であることに鑑み、特許等の早期権利化や権利取得のための出願手続簡素化等の支援策を検討する。
- ・地方における特許の面接審査等による特許等取得の利便性向上を図る。

(中小企業金融の強化)

- ・金融機関の知財に対する意識啓発のため、「知財ビジネス評価書」の活用、「知財金融シンポジウム」における優良事例の周知(横展開)、「知的財産管理技能検定」等の普及の促進を図り、金融機関による中小企業の事業性評価に基づく融資の中で知財の適正な評価を促す。

(中小企業の海外展開支援)

- ・中小企業の海外展開に向けて、知財・標準化、海外特許・認証取得等に対する一気通貫の支援を拡充する。

(知的財産を活用した「攻めの農林水産業」の推進)

- ・地理的表示(GI)の登録促進・相互保護、優れた植物品種の海外での登録促進、農林水産業や食品・バイオ産業における模倣品や地理的表示の不正使用に対する監視等を通じて我が国のブランドの国内外での保護を推進する。
- ・海外展開を見据えた農林水産分野での標準化を推進する(JAS制度の見直し、日本発の食品安全管理規格の発信、国際的な規格認証の普及)。
- ・IoT・人工知能などを活用したスマート農業のためのICT規格の標準化を進めるとともに、熟練農業者のノウハウ等の知財保護・活用を進める。また、農林水産技術開発と知財戦略の一体的推進を図る。
- ・知財総合支援窓口を通じた農林水産業や食品産業事業者の知財に関する相談窓口のワンストップ化を進める。

4. 知財教育、知財人材育成の充実

- ・産学官の知見を集め、小中高等学校から高等専門学校・大学・大学院に至るまで幅広く、知財教育を押し進める。

(小中高等学校における知財教育の推進)

- ・小中高等学校においては、新学習指導要領も視野に入れつつ、創造性の涵養及び知的財産の保護・活用とその意義の理解の増進に向けて、本年設立された「知財創造教育推進コンソーシアム」を活用しつつ、教科横断的な

カリキュラム・マネジメントの実現及び地域・社会と協働した学習支援体制の構築のための産学官連携の取組を進める。

(大学、高等専門学校等における知財・標準化教育の推進とキャリア形成)

- ・ 大学、高等専門学校において、知財科目の必修化の取組等の事例を参考にしつつ、知財教育を推進するとともに、標準化通期講座の拡充等を図る。
- ・ 知財・標準化・データ一体となった知財経営を浸透させるべく、経営層への働きかけを強化するとともに、経営・実務者レベルで知財・企業法務のリカレント教育を大学院等（知財／ビジネス／技術経営／法務の専門職大学院等）において進める。
- ・ 「知的財産管理技能検定」、新設の「規格開発資格制度」等の普及を推進する。

5. 世界をリードする審査の実現によるグローバル事業展開支援の強化等

(特許審査の迅速化及び品質の向上)

- ・ 「世界最速・最高品質」の実現に向けた、審査官の確保等特許審査体制の更なる整備・強化・特許審査の迅速化及び品質の向上を進める。
- ・ 産業構造の変化を受けて新たに創出される IoT 関連技術やデータ構造の適切な保護がなされるよう取り組む。

(国際連携の推進)

- ・ 国際的に均等な競争条件を確保できるよう特許審査の国際連携を推進する。
- ・ 新興国の知財制度の整備支援、他国への審査協力等を推進する。

6. コンテンツ産業の成長基盤の強化

(異業種間の連携強化)

- ・ コンテンツ産業と異業種が一体となって、相乗効果を発揮しつつ、海外市場開拓と訪日観光客増加を実現できるよう、「クールジャパン官民連携プラットフォーム」の下でのマッチングフォーラムなどを通じた官民や異業種間の連携を促進する。また、様々なクールジャパンの情報集積・発信拠点の整備と拠点間の連携を進める。

(海外展開のための環境整備)

- ・ 我が国コンテンツの海外展開、コンテンツ産業と他産業が連携した海外展開を促進し、効果的な浸透を図るため、現地メディアにおける放送枠の確

保、海外メディアとの放送コンテンツの共同製作を進めるとともに、映画・アニメ・音楽・ゲーム等を含むコンテンツへのローカライズ・プロモーション支援など多くのアーティストやコンテンツ事業者等の海外展開を後押ししてきた取組については、今後とも、産業ニーズに一層即した形で安定的な支援体制を構築する。また、映画の製作や海外展開を活性化し、映画の国際共同製作や海外展開を促進するため、海外市場のニーズ把握等に努めるとともに、海外における上映枠などの規制への積極的対応を行う。

(コンテンツ産業基盤強化に向けた取組)

- ・国際的に通用するプロデューサーや法務、若手アニメーターなどコンテンツ産業の基盤となる人材育成に引き続き取り組む。また、国際共同製作を促進するため、海外の放送局等における制作人材への研修等を実施する。
- ・中小を含む製作会社やクリエイターの作品作りへの挑戦を支援し、コンテンツ産業の中長期的発展を確保するため、制作・海外展開にあたっての資金調達の多様化をする際の課題について検討し、改善策の具体化を図る。
- ・地域の魅力発信やインバウンド観光促進の観点から、産業のグローバル化を視野に、ロケ撮影に関する許認可情報の共有・海外を含む優良事例の整理・共有化などを行う官民連絡会議の設置などを通じてロケーションの支援体制を強化する。
- ・戦略的な映像産業の振興に向け、映画館における興行収入以外のソフト販売・レンタル、オンライン収入、航空機内上映などの利用形態別収入の実態把握、また関連グッズ販売、ロケ地訪問などの映画より生じた2次的経済の実態把握及びクリエイターへの適切な収益配分の在り方について検討を進める。

(模倣品・海賊版対策の強化)

- ・海外における正規版コンテンツの流通拡大のための取り組みを促進し、政府間協議や官民一体となった相手国政府への働きかけ、海外の取締機関の人材育成支援、現地の著作権法制面での権利執行の強化支援等により、模倣品・海賊版対策を強化する。
- ・海外における我が国の知的財産を積極的に守り、価値を最大化すべく、二国間・多国間協定交渉において、知的財産の保護強化、模倣品・海賊版対策を積極的に取り上げる。

7. アーカイブの利活用の促進

(アーカイブの利活用促進に向けた整備加速化)

- ・アーカイブの整備及び利活用の促進に向けた連携を図るため、産学官の関係者が一堂に会して情報共有、意見交換を行う仕組みを早急に設ける。
- ・我が国における分野横断型の統合ポータル構築のため、国立国会図書館サーチと、書籍、文化財、アニメをはじめとしたメディア芸術などの主要分野ごとに運用されている主要アーカイブとの間の連携及びナショナルアーカイブとして必要なコンテンツのデジタル化を進める。
- ・国、地方自治体が既にデジタルアーカイブ化しているコンテンツ数、データの種類等の実態把握を行う。
- ・デジタルアーカイブを集積する民間企業との連携を行い、政府と民間企業との役割分担を検討する。
- ・デジタルアーカイブ化をする際にどのレベルのデータをどの仕組みで行うか国としての方針を示す。
- ・デジタルアーカイブ化した個人コレクションとの接続ルールを検討する。